（保安部に置く課等）

第二十七条　保安部に、次の六課並びに航空事業安全監督官、運航審査官、航空機検査官、整備審査官、航空従事者試験官及び交通管制機械設備調整官一人を置く。

技術保安企画調整課
運用課
管制課
管制技術課
航空灯火・電気技術課
交通管制安全監督課
（管制技術課の所掌事務）

第三十条　（略）

一～三　（略）

四　航空保安用電気通信施設及び航空灯火の用に供する予備電源設備の工事、運用及び保守に関すること（技術保安企画調整課及び交通管制機械設備調整官の所掌に属するものを除く。）。

（交通管制機械設備調整官の職務）

第三十四条の二　交通管制機械設備調整官は、命を受けて、航空保安用電気通信施設及び航空灯火の用に供する予備電源設備の工事、運用及び保守に関する重要事項の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（技術保安企画調整課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第五十八条から第六十条まで　削除

第三款　その他の空港事務所

（地域調整官）

第六十一条　宮崎空港事務所に、地域調整官一人を置く。

2　地域調整官は、次に掲げる事務に関する地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。

二　空港等の設置及び管理の監督に関する事務で空港等を活用した地域の振興に関するものに関すること。

（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。

2　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、松山空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（保安部に置く課等）

第二十七条　保安部に、次の六課並びに航空事業安全監督官、運航審査官、航空機検査官、整備審査官及び航空従事者試験官を置く。

技術保安企画調整課
運用課
管制課
管制技術課
航空灯火・電気技術課
交通管制安全監督課
（管制技術課の所掌事務）

第三十条　（略）

一～三　（略）

四　航空保安用電気通信施設及び航空灯火の用に供する予備電源設備の工事、運用及び保守に関すること（技術保安企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

第五十八条から第六十一条まで　削除

第三款　その他の空港事務所

（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。

2　航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）